

## W T O 農業交渉における意見書

今年 2 月に正式に再開された W T O 農業交渉は、7 月末までにモダリティー合意に達して、年内に決着させる方向で協議が進められている。とりわけ、重要品目と特別品目の数と税率の扱いは、各国・地域の固有の課題に直結するため、大きな争点になっている。

我が国は 5 月にスイスや韓国などの食料純輸入国グループとの協調体制を確立し、E U やインドなどとの連携を強化してきた。いよいよ山場に臨むことになる。

農林水産省が明らかにした「国境措置を撤廃した場合の国内農業等への影響について」によれば、国内の農業生産額が約 3 兆 6,000 億円減少し、食料自給率は 10% 台前半まで低下すると試算されており、交渉の結果によっては、我が国の農業は壊滅的な打撃をこうむることが懸念される。

とりわけ、田園型政令指定都市を標榜している本市は、日本一の水田面積を誇り、野菜や果樹の産地を多く抱えていることから、W T O 農業交渉のあり方と行方は極めて重要な課題である。

よって、国会及び政府におかれては、W T O 農業交渉に当たり、食料安全保障や農業の多面的機能の確保などを基本とした我が国の主張の実現に向けて、特に下記事項が反映されるよう、確固とした姿勢で取り組まれることを強く要請する。

### 記

- 1 農業をめぐる各国、各地域の条件の違いを無視する上限関税の設定は、断じて導入すべきではないこと。
- 1 米など重要品目については、その数を十分確保するなど適切な国境措置を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 1 9 年 6 月 2 9 日

新潟市議会議長  
田 村 清

衆議院議長      あて  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣